



三浦学園いじめ防止対策マニュアル



いじめとは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的な攻撃を受けたことにより、精神的・肉体的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校内外を問わない。

※一定の人間関係・・・クラスメートや当該生徒の関わるクラスや部活動や仲間など
※攻撃・・・・・・・・・・「仲間外れ」「集団による無視」など、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるを含む。

いじめに関する基本的認識

- 1 いじめは、人間にとって絶対に許せない人権侵害である。
- 2 いじめは、すべての児童・生徒、学級・学校に起こりうる問題である。
- 3 いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許せない。
- 4 いじめの様態はさまざまである。
- 5 いじめは、児童・生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい。
- 6 いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することがある。
- 7 いじめは、解消後も注視が必要である。
- 8 いじめは、教師の児童・生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- 9 いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。
- 10 いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である。

1. いじめの未然防止に向けて

1 いじめを許さない学校・学級づくり

- ① いじめ問題が起こらない学校風土をつくろう。
- ② いじめから守るのだけではなく、行わせない未然防止策をおこなおう。
- ③ 傍観するのではなく、止めさせたり、先生に相談することが正しい行為であることを定着させよう。
- ④ 道徳観を向上させる指導をはかろう。
- ⑤ 学級活動や生徒会活動などの場で、いじめ問題を解決にむけてどう関わるかを考え行動できるような教育活動をすすめよう。

※基本的に正しい行為が尊重され、間違った行為をいさめられる集団を作っていこう！

2 いじめの未然防止に向けての手だて

- ① 学級経営の充実・・・互いを認め合う・自治的活動と規律ある集団・
正しい言葉づかい・ルールや規律をまもらせる粘り強い指導・
普段の生活から予兆を見抜ぬき、早期に対応できる担任
- ② 生徒指導の充実・・・本校では「生徒支援」と呼ぶ
- ③ 道徳教育の充実・・・各教科のいろいろな場面で工夫しよう。
- ④ 学級活動の充実・・・話し合いを通して諸問題を解決する雰囲気
社会性を育てる。
- ⑤ 学校行事の工夫
- ⑥ 生徒会活動の工夫
- ⑦ 情報モラル教育の充実

※基本的に生徒の様子をしっかりみて、予兆や変化を見抜けるようにしよう！

※集団の中でどう生きるか、人としてどうなのかをしっかり教育しよう！

2. いじめの早期発見に向けて

1 いじめを発見する手だて

- ① 教員と児童生徒との日常の交流を通しての発見

※言動や様子をよく見て、日頃から声掛けをしよう！

- ② 複数の教員の目による発見

※教員同士が情報を共有し、様々な場面で気が付いたことを担任に報告しよう！

- ③ アンケート調査の実施と分析

※年間を通して数回のアンケートを実施し集計分析していこう！

- ④ 教育相談を通じた実態把握

※面談を有効に行い、進路の面談だけでなく必要によっては、あるいは希望によってはすぐに対応し面談を行おう！

- ⑤ 学級内の人間関係を客観的に把握

※人間関係のトラブルは、いじめに発展することが多々ある。担任の思い込みにならないよう、教科担当や部活顧問と情報交換をしっかりとこなそう！

2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

- ① 「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことを日頃から指導し浸透させよう。

- ② 学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知しよう。

- ③ 関係機関（いじめ相談、電話相談等）へのいじめの訴えや相談方法を児童・生徒、家庭、地域に周知する。

- ④ 匿名による訴えへの対応

3 保護者や地域等からの情報提供

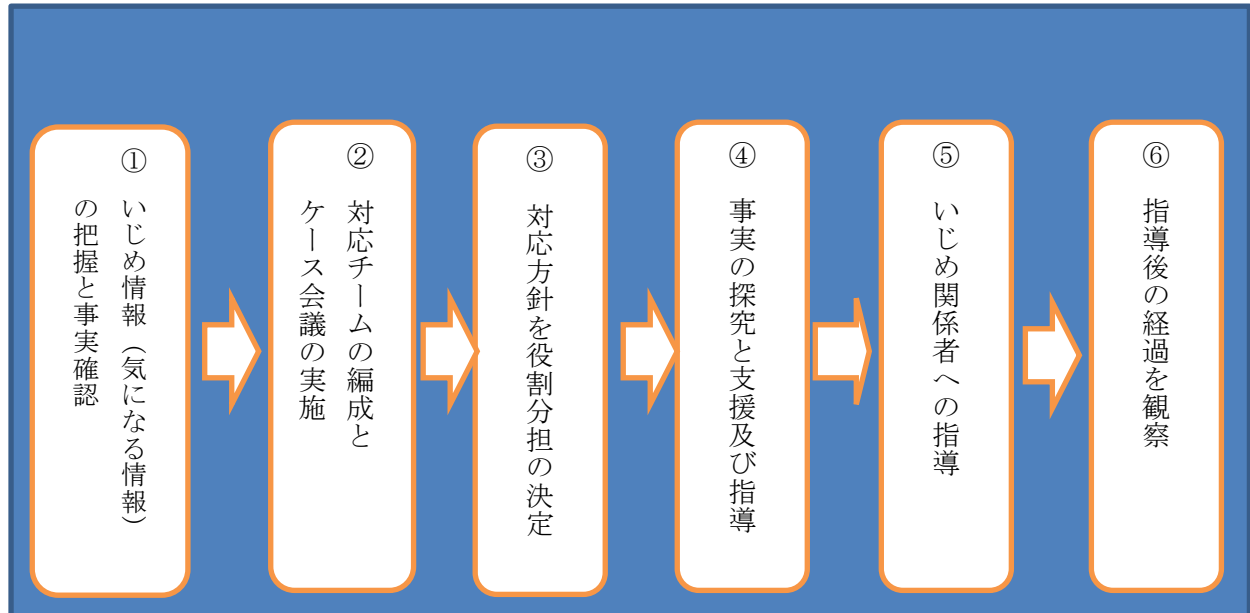
- ① 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ② 保護者・児童・生徒の変化を読み取り、いじめ等を発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

- ③

3. いじめの発見から解決まで

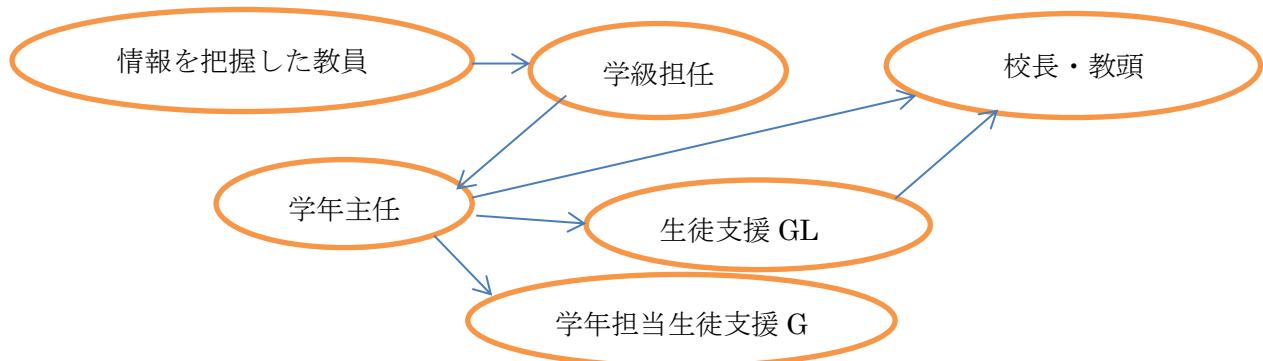
1 発見から指導、組織的な対応の展開



① いじめ情報の把握と事実確認

情報の把握

- ・ いじめと疑われる言動を目撃
- ・ アンケート調査への回答
- ・ 日直日誌やノートからの発言
- ・ 保護者からの訴え
- ・ 他の職員からの情報提供



事実確認

- ・ 事実の有無や内容の真偽について当該生徒、関係生徒への確認
- ・ 生活指導部長や管理職への報告や学校としての組織的対応と同時進行で実施

※先生一人で何とかしようとしなない！

※素早い対応を心がけよう！

② 対応チームの編成とケース会議の実施

事案に応じて柔軟にチームを編成する。

学級内や学年内

学年主任 学級担任 学年生徒支援 G
生徒支援 GL （必要によってはカウンセ
セラー養護教諭）

部活動内

学年主任 部活動顧問 学級担任
学年生徒支援 G 生徒支援 GL （必要
によってはカウンセラー養護教諭）

校外で起きている場合

他校との連携や警察等と連携を行う。

④ 対応方針と役割分担の決定

- ア. 情報の整理（いじめの態様・関係者・被害者・加害者・周りの生徒・周りの様子）
- イ. 対応（緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」）
事情徴収は2名体制で行おう。
- ウ. 役割分担
 - ・被害者からの事情聴取と支援担当
 - ・加害者からの事情徴収と指導担当
 - ・周囲の生徒と全体の事情徴収と指導の担当
 - ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

⑤ 事実の究明と支援及び指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴衆は、いじめを受けた者、周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）、いじめを行った者の順に行う。また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力を置いた指導を心がける。

⑥ いじめ関係者への指導

ア. いじめを受けている児童・生徒への対応

基本的な姿勢	・いかなる理由があっても、徹底していじめられた生徒の味方となり、守り通すことを約束する。 ・生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	・担任を中心に、生徒が話しやすい教員等が対応する。 ・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	・時間や場所を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。 ・学校は、いじめを行う生徒を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。 ・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め励ます。 ・いじめを行う生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。 ・安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談で来る態勢を提供する。 ・「君にも原因がある」とか「頑張れ」などという指導や安易な励ましはしない。 ・いじめ問題が原因で、当該生徒や保護者が転学を希望する場合は、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向け環境整備や再発防止の取り組みについての理解を促す。
経過観察等	・連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。 ・自己肯定感の回復ができるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係作りを支援する。

イ. いじめを行った生徒への対応

基本的な姿勢	・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為にたいしては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立観・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもと指導を行う。
事実の確認	・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題からはいりながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。
指導	・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた生徒は、傍観したり周囲にいた生徒の態度をどのように感じていたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導していく。

ウ. いじめを行った生徒への対応

基本的な姿勢	・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢をしめす。
事実の確認	・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権や命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考える生徒を徹底して守り通すということは教職員が言葉と態度で示す。
支援	・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたらせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくりと聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている生徒を守るために、いじめを行った生徒に対する出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策をとることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後のどのように指導していくのか、会議等で決定する。
経過観察等	・指導日記等や面談などを通して、教員と交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動にむかわせ、よさを認めていく。

1 保護者との連携

① いじめを受けた生徒の保護者との連携

- ア. 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等や学校にお越しいただき、学校が把握した事実を正確に伝える。
- イ. いじめを受けた生徒を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に決める。
- ウ. 対応経過をこまめに伝えとともに、保護者からの生徒の様子等について情報提供を受ける。
- エ. いじめの全貌がわかるまで、いじめを行った生徒の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ. 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

② いじめを行った生徒の保護者との連携

- ア・事情聴取後、保護者に来校してもらうか、家庭訪問を行い、事実を経過とともに伝える。
- イ. いじめを受けた生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを確認してもらう。
- ウ. 指導の経過と生徒の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ. 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ. 事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどと学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し、理解を求める。

③ 保護者との日常的な連携

- ア. 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等と依頼する。
- イ. いじめや暴力の問題の発生時は、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うか、対応の方針等を明らかにしておく。

本校のいじめ問題に対する組織について

- 1 いじめ問題に対してどのような方針のもと指導するか、またはいじめが起きた時にどのような組織的対応を行うのか協議検討する組織を置くものとする。

本校においては 会の名称をいじめ対策協議会とする。

いじめ対策協議会の構成員

学校長 教頭 教務主任 学年主任 生徒支援 GL 養護教諭 スクールカウンセラー

本校のいじめ問題対策協議会

本協議会の目的

- ・ いじめ対策マニュアルを作成し学校としていじめ問題に取り組むことを目的とする。
- ・ いじめの事案に対しては、迅速にマニュアルに従い対処していく。
- ・ 年間の教育活動において。計画的に各学年や各教科などがいじめ問題がなくなる学校をめざし教育活動と行うべく行動する。
- ・ 重大事案に対しては、マニュアル通りチームとして対応し、関係機関と連携を図ってあたる。

本協議会の開催

- ・ 年度当初と年度末に定期的に行う。
- ・ 本会議を受け生徒支援 G は学期ごとに行う。
- ・ 緊急事案が生じた場合は 学校長が緊急開催する。

いじめアンケートの実施要項

○ 1・2年生について

1. 実施期間 . . . 1、2 学期（7 月、12 月）に実施する。
2. 方法 アンケートを配布し持ち帰り記載させる。
※Google Forms を使用し、Web 上での対応も可
3. 記名 自由とする。
4. 回収方法 記載内容が他の生徒に見られない様に担任に直接手渡しもしくは Web 上で提出する。
5. 回収後 ☆担任の動き
いじめに関する記載を取りまとめ学年生徒支援担当に報告する。
☆学年生徒支援担当の動き
アンケートを取りまとめ学年主任・生徒支援 GL へ提出する。
6. 対応 ●緊急を要する事案
早急に対応しなければならない事案があればその解決の為に必要な役割分担を決定し対応する。
○緊急を必要としない事案
9 月、1 月の各学年で共有し経過を見る。
7. アンケートの回数 . . . 1、2 学期の状況を見て学年末のアンケートが必要だと判断した場合は実施する。

○ 3 学年について

1. 実施期間 1 学期(7 月)のみ実施する。
- 2～6 については 1、2 学年と同様とする。

付則

- 1 この規定は 2018 年度 4 月 1 日より施行
- 2 2019 年度よりホームページ上に掲載開始
- 3 2021 年度 4 月 1 日 更新確認
- 4 2022 年度 4 月 1 日 更新確認